

2019年度福島県高等学校給付奨学生

募 集 要 項

1 推薦（応募）資格

本年度、福島県内の公立高等学校（全日制・定時制・通信制）及び公立特別支援学校高等部に在籍する生徒とする。※学年は問わない。

2 推薦（応募）条件

修学意欲がありながら、学費の支払が特に困難と認められる生徒で、福島県高等学校長協会各支部（県北・県南・会津・いわき・相双）ごとに、それぞれ若干名程度を協議・選考し、当該の校長から推薦を受けた生徒とする。

※進学を条件としない。また事業の趣旨から「高等学校等就学支援金制度」の対象となっていない生徒については選考対象としない。

3 募集人員 58名

4 給付金額 奨学生一人に対し20万円を給付する。

5 交 付

給付金の交付は、福島市・郡山市において第1回・第2回授与式を10月末までの予定で実施する。交付式における出席者は、原則として学校関係者および保護者・奨学生とする。

6 申込（申請、応募）期限 2019年7月1日 ～ 8月23日まで

7 提出書類

- (1) 給付奨学生申請書
- (2) 高等学校等給付奨学生推薦書
- (3) 所得証明書（前年の源泉徴収票「写」か、確定申告「写」または納税証明書など）

※ (1) (2) 書類については高校長協会より該当校に配布。

8 書類提出先 〒960-8534 福島市上浜町10番38号 教育会館内

公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部 TEL024-522-6522 FAX024-522-7751

9 給付奨学生の選考決定等

給付奨学生決定は、福島支部教育振興事業選考委員会の選考を経て支部長が決定し、学校長を通じ、本人に通知する。

10 給付奨学金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当すると認められるときは、すでに給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 給付金を奨学目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- (3) 休学、転学、留年が適当でないとき。
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。